

新生児医療を担う医師からの緊急声明

我々は、医師確保、救急・周産期対策の補助金等見直しのうち、診療報酬改定で対応可能な事業の廃止、医師不足対策への実効性が定かではない事業の廃止に反対します。

先日の事業仕分けにおいて、医師確保、救急・周産期対策の補助金等は見直しと結論づけられました。その内容は次の通りです。

- ア 診療報酬改定で対応可能な事業の廃止
- イ 医師不足対策への実効性が定かではない事業の廃止
- ウ 不用額の確実な反映
- エ その他

評価者のコメントとして、「補助金は例外、原則は診療報酬」とありますが、これは大きな誤解です。NICUの運営に必要な診療報酬が確保されることは必要最低限のラインであり、事実22年度診療報酬改定ではNICU管理料の一部増額、GCU管理料新設が認められました。しかし、緊急搬送されるハイリスク妊婦や新生児を24時間常時受け入れるためには一定数の空床を確保することや、地域ネットワークを構築することが必須条件です。この部分に必要な経費まで診療報酬に転嫁することは許されません。したがって、これらの対策に必要な経費は診療報酬以外の運営補助金で充当する必要があります。また、地域に必要な病床の新たな整備や、激務である新生児科医師の確保なども診療報酬以外の方法で対応する必要があります。このような視点で補助金を議論する必要があります。今回の仕分け作業ではこのような視点での補助金に関する議論がなされていませんでした。

周産期医療崩壊を食い止めるために新たに定められた周産期医療整備指針を遂行するために、我々は日々努力を重ねているところです。医師確保・周産期医療対策予算を廃止することは、今まさに周産期医療体制の再整備を進め、改善に向かっている医療現場を無視したやり方であり、納得できません。是非ともご配慮をお願いしたいと思います。

平成22年11月23日

新生児医療連絡会
会長 中尾秀人
事務局長 和田和子
役員一同